

役員等報酬規則

(公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会)

〔目的〕

第1条 この規則は、公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会の役員、地区管理責任者及び顧問（以下、これらを併せて「役員等」という）の報酬の額及び支給に関し、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

〔役員報酬の額〕

第2条 監事を除く役員等の報酬は別表を上限とし、理事会において支給額を決定する。

〔監事の報酬〕

第3条 監事の報酬については以下の通りとする。
1名あたり年額 金6万円。

〔役員報酬の支給〕

第4条 役員等の報酬は、6か月分ごとに分割して支給する。

〔支払期間〕

第5条 役員等が途中退任した場合は、一月に満たない月の報酬（別表備考欄参照）は支給しないものとする。

〔代表理事の決定〕

第6条 役員等の報酬額の決定を除き、本規則の運営上必要がある事項については、代表理事が決定する。

〔改 廃〕

第7条 この規則の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

以上

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

1. 平成22年10月30日承認
2. 平成24年12月26日一部変更承認
3. 平成25年5月25日一部変更承認

[別 表]

役 職 名	報 酬 年 額	備 考
代 表 理 事	4 8 0, 0 0 0 円	(月額) 40,000 円
業 務 執 行 理 事	2 4 0, 0 0 0 円	(月額) 20,000 円
理 事	1 2 0, 0 0 0 円	(月額) 10,000 円
地 区 管 理 責 任 者	1 8, 0 0 0 円	(月額) 1,500 円
顧 問	1 8, 0 0 0 円	(月額) 1,500 円